

## 要 旨

「公文書等の管理に関する法律」に基づき定められたアーカイブズや地方公共団体のアーカイブズは、他の公共施設同様に、誰もが利用できることが求められる施設である。アーカイブズは、資料を適切に保存管理し、求める情報を所蔵資料から探し出せるよう目録を整備し、閲覧室等を設けて利用に供している。さらに、利用の促進や普及啓発を図るため所蔵資料を紹介する展示の開催や館の活動への理解を促し、親しんでもらえることを目的とした見学ツアーや講座等のイベントを開催することもある。それらの利用者サービスにおいて人々を受け入れる際、アーカイブズは、障害となるものを取り除き、誰もが利用しやすくなるように努めるべきである。

わが国では、人口に占める高齢者の割合が年々増加しており、施設やサービス等において、誰にでもわかりやすく使いやすいものを考えていく必要がある。また、子どもや妊婦、乳幼児連れの方、何らかの障害を持つ方、日本語以外の言語圏の方など、さまざまな方にも不自由なく利用できるために、アーカイブズは現在どのような状況にあり、どのようなことを想定して対応していくべきだろうか。また、そのためには、どのような考え方や知識が求められているのだろうか。

2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等及び事業者においては、社会的障壁を取り除き、かつ合理的配慮を行うために環境の整備をしていくこととなっている。筆者が勤務している国立公文書館では、8年後に新館の開館が予定されていることから、アーカイブズと近い利用者サービスを行っている図書館や博物館における取組や海外のアーカイブズの動向を参考としつつ、本稿では視覚障害のある方への対応を主眼に、施設や設備等のハード面とサービス等のソフト面双方における対応方針を探り、さまざまな背景を持つ利用者にも支障を感じさせることのないような施設づくりや今後の業務運営に生かしていくことのできる方策について論じる。